

第 1 章 関係機関の連絡先一覧

機関名	所在地	電話番号
赤穂市役所	赤穂市加里屋 81	TEL 0791-43-3201
西播磨県民局総務企画室	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	TEL 0791-58-2100(昼) TEL 0791-58-2118(夜)
光都土木事務所	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	TEL 0791-58-2100
光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	TEL 0791-58-2100
光都土地改良センター	赤穂郡上郡町光都 2-25 西播磨総合庁舎	TEL 0791-58-2100
龍野県税事務所	たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3 兵庫県龍野庁舎	TEL 0791-63-5126
赤穂健康福祉事務所 赤穂保健所	赤穂市加里屋 98-2	TEL 0791-43-2321
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	姫路市東延末 3-12 姫路白鷺ビル	TEL 079-281-9581
赤穂警察署	赤穂市加里屋中洲 1-17	TEL 0791-43-0110
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	姫路市北条 1-250	TEL 079-282-8211
農林水産省近畿農政局 兵庫県拠点	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	TEL 078-331-9941
姫路海上保安部	姫路市飾磨区須加 294-1	TEL 079-234-4999(緊急) TEL 079-234-1016
厚生労働省兵庫労働局 龍野公共職業安定所赤穂出張所	赤穂市中広字北 907-8	TEL 0791-42-2376
陸上自衛隊第 3 師団 第 3 特科隊	姫路市峰南町 1-70	TEL 079-222-4001 内線 238(昼) 内線 302(夜)
西日本旅客鉄道株式会社 播州赤穂駅	赤穂市加里屋 328	TEL 0791-42-2613
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 NTT 西日本 神戸中央ビル 16 階	TEL 078-393-9440
日本通運株式会社 姫路支店 姫路西流通事務所	姫路市網干区浜田 1250-20	TEL 079-271-6821
関西電力株式会社 相生配電営業所	相生市旭 1-12-1	TEL 0800-777-3081 一般 TEL 079-229-9145 自治体 専用
日本郵便株式会社 赤穂郵便局	赤穂市加里屋 64-1	TEL 0791-45-0541
西日本高速道路株式会社 関西支社姫路高速道路事務所	姫路市相野 941-103	TEL 079-269-0690
赤穂市民病院	赤穂市中広 1090	TEL 0791-43-3222
赤穂市医師会	赤穂市中広 267	TEL 0791-42-1435(昼) TEL 0791-45-1110(夜)
赤穂市社会福祉協議会	赤穂市中広 267	TEL 0791-42-1397
赤穂市商工会議所	赤穂市加里屋 68-9	TEL 0791-43-2727

機関名	所在地	電話番号
赤穂青年会議所	赤穂市加里屋 68-9 赤穂市商工会議所内	TEL 0791-46-2424
赤穂市漁業協同組合	赤穂市御崎 1798-1	TEL 0791-45-2260
兵庫西農業協同組合 赤穂支店	赤穂市加里屋駅前 51-1	TEL 0791-43-1848
株式会社ウエスト神姫 赤穂営業所	赤穂市加里屋中洲 3-53-1	TEL 0791-43-3750(昼) TEL 0791-22-5180(夜)
姫路合同貨物自動車株式会社 西播営業所	たつの市神岡町大住寺小山 76-1	TEL 0791-65-2195
西播通運株式会社 赤穂支店	赤穂市西浜北町 1074-27	TEL 0791-42-2261

第2章 条例

1. 赤穂市国民保護協議会条例

平成18年3月30日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、赤穂市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 赤穂市国民保護対策本部及び赤穂市緊急処理事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、赤穂市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び赤穂市緊急処理事態対策本部(以下「緊急処理事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が

定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 用語集

【あ 行】

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● 安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報。

● N B C

Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称。

● N B C 攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、＜【か行】兵器の項参照＞、生物兵器（Biological weapons）、＜【さ行】生物兵器（Biological weapons）の項参照＞、化学兵器（Chemical weapons）、＜【か行】化学兵器（Chemical weapons）の項参照＞を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● 応急復旧

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

【か 行】

● 化学兵器

化学兵器とは人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別出来る。

（神経剤系） サリン、タブリン、ソマン、V X 等呼吸器または皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。

（びらん系） マスタード・ガス、ルイサイト等目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死性は低い火傷の様な傷害は治療に時間が掛かり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。

（血液剤系） シアン系（青酸）等呼吸する事によって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。作用が極めて早い皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

（窒息剤系） ホスゲン・ガス等主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

● 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

● 核兵器

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例）核爆弾、大陸間弾道弾（I C B M）、潜水艦発射弾道弾（S L B M）等

● 火災・災害等即報要領

火災、事故等が発生した場合、市長は当該要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号

消防庁長官通知)に基づき、県及び総務省消防庁に通知することが義務付けられている。

● 基本指針

国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの。

● 義援金品

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品のこと。

● 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

● 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

● 警報

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発令するもの。

● ゲリラ

ゲリラは、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、さらにそうした戦争を行なう組織を言う。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーヴ諸条約等)。明文化されない慣習法も含まれる。具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めているものであるが、これらの国際人道上の内容を国内において的確に実施するためには、日本国憲法第98条第2項(「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」)に基づいて、国内法制の整備を行うことが必要となる。国民保護法の守備範囲となるのは、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取扱いに関するものであり、以下の事項を国民保護法に設けている。

- 1 高齢者、障害者等配慮を要する者の保護に関する規定(国民保護法第9条第1項)
- 2 国民保護措置を実施する者等の安全確保の配慮に関する規定(同法第22条)
- 3 被災者等の安否情報を収集・整理・提供する旨の規定(同法第94～96条)
- 4 武力攻撃事態等における赤十字標章及び文民保護のための特別標章の使用及び乱用

禁止に関する規定(同法第157条、158条)等

● 国民保護協議会

国民保護法第37条(都道府県国民保護協議会)及び同法第39条(市町村国民保護協議会)の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。

● 国民保護協議会委員

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。

都道府県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他都道府県職員、市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県職員、助役、教育長、消防長その他市の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

● 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。

● 国民保護等派遣

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定める。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定する。

【さ 行】

● 災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和36年11月15日法律223号）。

● 指定行政機関

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

● ジュネーブ諸条約

ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。（なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される）

● 生活関連等施設

国民保護法第102条並びに政令で定められた、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。

例）原子力事業所、ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等。

- 生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。

- 生物兵器

生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称。

例) 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素

- 赤十字標章等及び特殊標章等

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（略称「第一追加議定書」）において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



（赤十字標章：白地に赤十字）



（特殊標章：オレンジ色地に青の正三角形）

【た 行】

- 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

- 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規程に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。

- ダーティーボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

- 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

- 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

- テロ

テロリズム（英terrorism）の略。

一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。またその行為。（国語大辞典（新装版）小学館1988）現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力的主張・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いられる。国家間の戦闘員による紛争は「戦争」で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ／犯罪」となる。

【は 行】

● 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者のことを言う。

- ・身体障がいのある人　・知的障がいのある人　・精神障がいのある人
- ・高齢者（要介護認定者等）　・難病患者（特定疾患医療受給者等）
- ・その他特に配慮を要する人（妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等）

● 避難施設

住民が避難する施設。

● 避難実施要領

知事から避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。

● 不発弾

発射又は投弾された後、炸裂又は爆発することなく残存した砲弾、爆弾、ミサイル等を指す。

弾頭は、火薬や爆薬以外の生物兵器や化学物質等のNBC弾頭の場合もある。戦車砲・対ミサイル近接支援火器等、減損ウラン（UD）を使用した弾頭の場合は、爆発の危険はないが、放射能汚染・放射能被爆の恐れがあるとされている。信管が作動状態にあることが多く、不用意に触れると爆発することがある。時限式信管が使用されている爆弾等、不発弾に見せかける弾頭もあるため、注意が必要。処理には、自衛隊不発弾等処理班の専門家による作業が必要。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● 武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃

事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの。

● 放送事業者

放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2の放送事業者その他の法律（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者。

【ら 行】

● ライフライン

水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設